

グループホームみなみよしだ 利用料金表

(1)利用料金表

		要支援2	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
基本サービス利用料金		1日 757円	1日 761円	1日 797円	1日 820円	1日 837円	1日 854円
自己負担額		22,710円	22,830円	23,910円	24,600円	25,110円	25,620円
保険 給付 外	家賃	1ヶ月 20,000円					
	保証金	なし					
	食費	1ヶ月 33,300円(1日1,110円)					
	水道光熱費	1ヶ月 16,500円(1日550円)					
合計(1ヶ月)		92,510円	92,630円	93,710円	94,400円	94,910円	95,420円

・1ヶ月を30日として計算しております。また、月の途中で利用を開始した場合、又は、月の途中で利用を解除した場合は、家賃は日割り計算になります。

(2)その他の加算と算定要件

加算	算定要件	負担額
サービス提供体制強化加算 (共通加算)	①介護福祉士が60%以上配置されていること。 ②介護福祉士が50%以上配置されていること。 ③常勤職員が60%以上配置されていること。 ④3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	① 18円(日) ② 12円(日) ③ 6円(日) ④ 6円(日)
医療連携加算(共通加算)	24時間訪問介護ステーションと連絡がとれ対応ができる体制を確保している。	39円
認知症専門ケア加算 (該当者加算)	①認知症専門加算(Ⅰ) ・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入所者1/2以上。 ・認知症介護実践リーダー研修修了者を、1名以上配置。 ・職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的実施。 ②認知症専門加算(Ⅱ) ・認知症専門加算Ⅰの要件を満たし、かつ認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置。 ・介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、実施。	① 3円(日) ② 4円(日)
初期加算(該当者加算)	利用開始から30日間について算定。	30円
介護職員処遇改善加算 (共通加算)	介護職員処遇改善交付金を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして創設。	一月保険適応単位総数の11.1%の1割
介護職員等特定処遇改善加算 (共通加算)	介護人材確保のため他の職員も含めて、更なる処遇改善を進めるための加算。	一月保険適応単位総数の①1.5% ②1.2% いずれかの1割

・サービス提供体制加算は算定要件により①～④を算定します。
・認知症専門ケア加算の①を算定しますが、算定要件に該当する利用者のみに係る加算です。
・医療連携加算は介護度1～5の方が対象です。要支援2の方は算定しません。

(3)その他の利用料

・「理美容代」「教養娯楽費用」「おむつ代」「シャンプー」等は実費となります。